

## 医薬品管理業務

お薬は、薬事法により毒薬・劇薬・普通薬等に分類されています。

また、他の法律により麻薬・向精神薬等が規定されており、それぞれの管理方法等に規制があります。

お薬になる前の薬剤（治験薬）についても同様です。

薬剤部では、院内のすべてのお薬等について、法律等に基づき適正に管理をしています。

特に、麻薬と治験薬については厳しい管理が必要となります。

### ■ 麻薬管理

鎮痛剤は、段階的に使用されその痛みに応じて、弱い鎮痛剤から使用し、段階を追って徐々に強い鎮痛剤に切り替えていきます。麻薬は、強い鎮痛剤であり、がん疼痛治療の主役となっています。

麻薬は、一般に習慣性や中毒になりやすい等のイメージがあり敬遠されがちですが、現在では、適正な使用をすればそのような心配はほとんどないことが立証されています。むしろ、患者さんのQOL（生活の質）の改善には積極的に使用することが推奨されています。

当院は、がん専門病院であり、がん治療はもちろんその疾患に伴う痛みの緩和にも積極的に取り組んでいます。

麻薬の取り扱いは、その不正使用を防止し、医療用麻薬が適正に使用されるように、「麻薬及び向精神薬取締法」という法律に購入から使用及び不要になった麻薬の廃棄まで、細かくその方法が定められています。当院で使用する麻薬の種類・数量は多いため、その管理について、マニュアルを作成し、院内の医療スタッフにも指導を行い、麻薬の適正使用が推進されるようにしています。



## ■ 治験薬等管理

お薬は、開発されてから実際に患者さんの治療薬として使用されるには、何十年もかかります。治療薬として販売される前には、その薬の効果や安全性を調べることが必要です。そのために、臨床試験（治験等）が行われています。

当院においても、治験審査委員会を設置するなどの適正な管理下で治験等の受託研究を実施しています。薬剤部では、この治験等に用いられる治験薬をそれぞれに決められた手順に従って管理し、臨床試験の適正な実施に努めています。

